



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号 1925 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 大野 直竹
問合せ先 上席執行役員 I R 室長 山田 裕次
電話番号 (06) 6342 - 1400

コーポレートガバナンスガイドライン一部改正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンスガイドライン」を一部改正いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. コーポレートガバナンスガイドラインについて

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのより良いコーポレートガバナンスの追求に向け、当社が取り組むべきことを明確にすること、ならびに受託者責任・説明責任を果たすことを目的として平成 27 年 5 月 27 日に「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定・公表いたしました。

2. 改正の理由

経営環境の変化に対応できる自律機能の維持・向上のため、ガイドラインに掲げる項目の実践状況を精査するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との対話内容等を踏まえ、ガイドラインの条文について一部見直しを行いました。

なお、本自己レビューは、取締役会の実効性評価とともに毎年実施することとし、常に社会と向き合い、当社の経営環境に適したコーポレートガバナンスを追求することにより、社会に必要とされる健全で持続的な企業を目指してまいります。

3. 主な改正の内容

(1) 第 37 条 (ステークホルダーとの良好・円滑な関係) <<顧客価値>>
商品の継続した品質改善のための組織に関する規定を追加するものです。

(2) 第 39 条 (技術基盤)
業容の拡大を支える強い技術基盤の構築に関する方針等を追加するものです。

※当社コーポレートガバナンスガイドラインについては、当社ウェブサイトに掲載しております。
(<http://www.daiwhouse.com/ir/governance/>)

以 上